

302 介護保健施設サービス

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	看護又は介護職員 2 人以上 (40人以下は 1 以上)	☐	満たさない
	ユニット型・・・2ユニットごとに 1 以上	☐	満たさない
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐	未配置
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐	未整備
夜勤職員配置加算	入所者数等の数が 4 1 人以上の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が 2 名を超えて配置、かつ利用者等の数が 2 0 又はその端数をますごとに 1 以上配置 入所者数等の数が 4 0 人以下の場合、夜勤を行う看護職員又は介護職員入所者等の数が 1 名を超えて配置、かつ利用者等の数が 2 0 又はその端数をますごとに 1 以上配置	☐	該当
短期集中リハビリテーション実施加算	入所 (起算) 日より 3 月以内に実施	☐	3 月以内
	実施日	☐	概ね週に 3 回以上
	過去 3 月以内に介護老人保健施設に入所していない	☐	していない
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	入所 (起算) 日より 3 月以内に実施	☐	3 月以内
	1 週の実施日	☐	3 回以内
	精神科医等により生活機能が改善されると判断された認知症者	☐	該当
	リハビリテーションマネジメントによる計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士等により記憶の訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせたプログラムを提供	☐	実施
	1 人の医師又は P T 等が 1 人に対して個別に 20 分以上実施	☐	実施
	リハビリテーションに関する記録の保管の有無	☐	あり
	過去 3 月以内に当該施設に入所していない	☐	していない
			実施時間、訓練内容、訓練評価、担当者等リハビリに関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症ケア加算	認知症の利用者と他の利用者とを区別している	☐ している	
	専ら認知症の利用者が利用する施設	☐ なっている	
	自立度判定基準Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当し、認知症専門棟での処遇が適当と医師が認めた者	☐ 該当	
	入所定員は40人を標準とする	☐ なっている	
	1割以上の個室を整備	☐ 整備	
	1人当たり2㎡のデイルームを整備	☐ 整備	
	家族に対する介護技術や知識提供のための30㎡以上の部屋の整備	☐ 整備	
	単位毎の入所者が10人を標準	☐ なっている	
	単位毎の固定した職員配置	☐ 配置	
	日中の利用者10人に対し常時1人以上の看護・介護職員の配置	☐ 配置	
	夜間、深夜に利用者20人に対し1人以上の看護・介護職員の配置	☐ 配置	
	ユニット型でないこと	☐ ユニットでない	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
外泊加算	外泊をした場合	☐ 6日以下	
	短期入所療養介護のベッドへの活用の有無	☐ なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	☐	該当
	入所者又はその家族等の同意を得てターミナルケアに係る計画が作成されている	☐	該当
	医師、看護師、介護職員等が共同して入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又は家族への説明を行い同意を得ている	☐	該当
	ターミナルケアを直接行っている	☐	該当
	入所していない月の自己負担がある場合、入所者側に文書にて同意を得ている	☐	該当
	退所後も入所者の家族指導等を行っている	☐	該当
	職員間の相談、家族の意思確認等の内容の記録	☐	該当
	本人又は家族の意思確認等の内容の記録	☐	該当
	本人又は家族が個室を希望する場合、意向に沿えるよう考慮し個室に移行した場合従来型個室の算定をする	☐	該当
	退所した日の翌日から死亡日までの間は算定していない	☐	該当
	介護保健施設サービス費(Ⅰ)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	☐	該当
	(1) 死亡日以前4日以上30日以内	☐	1日160単位
	(2) 死亡日の前日及び前々日	☐	1日820単位
	(3) 死亡日	☐	1日1,650単位
	介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)、ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	☐	該当
	(1) 死亡日以前4日以上30日以内	☐	1日160単位
	(2) 死亡日の前日及び前々日	☐	1日850単位
	(3) 死亡日	☐	1日1,700単位

点検項目	点検事項	点検結果	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
療養体制維持特別加算	転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であった介護老人保健施設又は療養病床を有する病院（診療報酬の算定方法の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件による改正前の基本診療料の施設基準等第五の三（2）イ②に規定する二十対一配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第五の三（2）ロ①2に規定する二十対一配置病棟を有するものに限る。）であった介護老人保健施設	☐ 該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐ 配置	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （介護保健施設サービス費（Ⅰ）の介護保健施設サービス費（ⅰ）及び（ⅲ）並びにユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）及び（ⅲ）を算定する場合）	算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の三十を超えている	☐ 該当	
	退所者の退所後三十日以内（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以内）に居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受け、当該退所者の在宅における生活が一月以上（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以上）継続する見込みであることを確認し、記録している	☐ 該当	
	三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が百分の五以上	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
初期加算	入所した日から起算して30日以内	☐ 該当	
	算定期間中の外泊	☐ なし	
	過去3月以内の当該施設への入所（自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Ⅴの場合は1月以内）	☐ なし	
入所前後訪問指導加算 （Ⅰ）（介護保健施設サービス費（Ⅰ）及びユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ））	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への訪問	☐ あり	
	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定	☐ あり	
入所前後訪問指導加算 （Ⅱ）（介護保健施設サービス費（Ⅰ）及びユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ））	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅への訪問	☐ あり	
	退所後の生活に係る支援計画を作成	☐ あり	
	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定	☐ あり	
退所前訪問指導加算	入所期間が1月以上の者が居宅で療養を継続する場合	☐ 満たす	
	退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族に対し療養上の指導を実施	☐ 満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐ 満たす	診療録等
	当該月に入所前後訪問指導加算の算定	☐ なし	
退所後訪問指導加算	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施	☐ 満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐ 満たす	診療録等

点検項目	点検事項	点検結果	
退所時指導加算	入所期間が1月以上の者が居宅で療養を継続する場合、退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施	☐ 満たす	
	入所期間が1月以上の者が居宅に試行的に退所する場合、退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施（3月間限り）	☐ 満たす	
	・医師、薬剤師（配置されている場合に限る）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援相談員等により居宅で療養継続可能であるか検討している。	☐ 満たす	
	・入所者又は家族に趣旨を説明し同意を得ている	☐ 満たす	
	・退所中の入所者の状況を把握している場合、外泊時加算算定可能	☐ 満たす	
	・外泊時加算を算定していない場合、退所期間中入所者の同意があればベッド使用可能	☐ 満たす	
	・試行的退所期間中、居宅サービス等の利用はしていない	☐ 満たす	
	・試行的退所期間終了後居宅に退所できない場合、療養が続けられない理由等分析し、問題解決に向けたリハビリ等の施設サービス計画を変更している	☐ 満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	指導日、指導内容の記録の整備	☐ 満たす	診療録等

点検項目	点検事項	点検結果	
退所時情報提供加算	入所期間が1月以上	☐ 満たす	
	本人の同意を得て主事の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う	☐ 実施	診療状況を示す文書(様式あり)
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
退所前連携加算	入所期間が1月以上(見込みを含む)	☐ 満たす	
	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施	☐ 満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	☐ 満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	☐ 満たす	指導記録等
老人訪問看護指示加算	施設の医師が診療に基づき指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定複合型サービス(看護サービスを行う場合に限る。)が必要であると認めた場合	☐ 満たす	
	本人の同意を得て訪問看護指示書を交付	☐ 交付	訪問看護指示書(様式あり)
	指示書の写しの診療録添付の有無	☐ あり	診療録等
栄養マネジメント加算	常勤管理栄養士1名以上配置	☐ 配置	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で栄養ケア計画の作成	☐ あり	栄養ケア計画(参考様式)
	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理及び栄養状態を定期的に記録	☐	栄養ケア提供経過記録(参考様式)
	計画の進捗状況を定期的に評価、見直し(リスク高)	☐ 2週間毎に実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	計画の進捗状況を定期的に評価、見直し(リスク低)	☐ 3月毎に実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	栄養状態の把握(体重測定等)	☐ 1回/月実施	
	栄養スクリーニングの実施	☐ 3月毎に実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
経口移行加算	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	☐ 受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	☐ あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	☐ あり	経口移行計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐ 実施	
	計画作成日から起算して180日以内	☐ 180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	☐ あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	☐ 2週間毎に実施	
	栄養マネジメント加算を算定している	☐ 算定している	

点検項目	点検事項	点検結果	
経口維持加算Ⅰ	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のための管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている	☐ 受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	☐ されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	☐ あり	
	医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成	☐ あり	経口維持計画（参考様式）
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	☐ あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	☐ 実施	
	計画作成日の属する月から起算して6月以内	☐ 6月以内	
	6月を超える場合の医師又は歯科医師の指示及び入所者の同意の有無	☐ あり	
	6月を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示	☐ 1月毎に実施	
	経口移行加算を算定していない	☐ 算定していない	
	栄養マネジメント加算を算定している	☐ 算定している	
経口維持加算Ⅱ	協力歯科医療機関を定めている	☐ 定めている	
	経口維持加算Ⅰを算定している	☐ 算定している	
	食事の観察及び会議等に、医師（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している。	☐ 参加している	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔衛生管理体制加算	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に（口腔ケアにかかる）助言、指導を行う	☐ 月 1 回以上	
	助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の作成	☐ 該当	
	助言、指導を行うに当たり、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯で実施	☐ 該当	
	口腔ケア・マネジメント計画には口腔ケアを推進するための課題目標、具体的対策、留意事項等必要な事項が記載されている	☐ 該当	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを行う	☐ 月 4 回以上	
	助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の作成	☐ 該当	
	サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又は家族等に確認している。	☐ 確認している	
	入所者又は家族等への説明、同意	☐ あり	
	口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、口腔ケアの方法、その他必要な事項の記録が作成され保管されている	☐ 該当	実施記録
	実施記録の写しを入所者へ提供	☐ あり	
	口腔衛生管理体制加算が算定されている	☐ 算定されている	

点検項目	点検事項	点検結果	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表
在宅復帰支援機能加算 (介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ))	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間1月超)の割合が3割超	☐ 該当	
	退院日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	☐ あり	
	入所者の家族との連絡調整の実施	☐ あり	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	☐ あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	☐ あり	
緊急時治療管理	3日を限度に算定	☐ 3日以内	
	同一の利用者について月に1回まで算定	☐ 1回以下	
特定治療	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
所定疾患施設療養費	肺炎の者、尿路感染症の者若しくは带状疱疹の者（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする者に限る。）がいる	☐ あり（１回に連続する７日を限度（月１回））	
	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載	☐ あり（１回に連続する７日を限度（月１回））	
	治療の実施状況の公表	☐ あり	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐ 該当	
認知症行動・心理症状 対応ケア加算	利用者又は家族の同意	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
緊急対応加算	退所に向けた施設サービス計画の策定	☐	あり	
	判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	☐	あり	
	入所者が入所前一月の間に当該施設に入所したことがない又は過去一月の間に当該加算を算定したことがない	☐	該当	
認知症情報提供加算	入所者又は家族の同意	☐	あり	
	入所者の診療状況を示す文章を添えて紹介	☐	あり	
地域連携診療計画情報提供加算	保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を実施	☐	あり	
	入所者の同意を得た上で退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供	☐	あり	
	地域連携診療計画を施設および連携保険医療機関と共有	☐	されている	
	内容、開催日等必要な事項について診療録等への記載	☐	あり	診療録等
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員のうち介護福祉士の数6割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	介護職員のうち介護福祉士の数5割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員7割5分以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員3割以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれかに適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれかに適合		
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	（三）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	